

生活福祉資金貸付制度のご案内

Q どんな制度なの？

A 低所得世帯や障がいのある方のいる世帯、高齢者世帯に対し、必要な資金をお貸しするとともに、相談支援を行うことで、経済的な自立を促進し、安定した生活を送ることができるようにする制度です。

Q どんな資金があるの？

総合支援資金	生計中心者の失業等により、生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費などを貸付けし、自立に向けた取り組みを支援します。
福祉資金	経済的な理由や障がい等により生活課題を抱える世帯に対し、一時的な費用の貸付けを行い、課題の解決と世帯の自立を支援します。
教育支援資金	学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、または在学中に必要な資金を貸付けし、その就学や将来の就労を支援します。
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯（所得制限あり）に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付けます。

Q 誰が借りられるの？

低所得世帯	概ね市町民税非課税程度の世帯
障がい者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯 ※現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含む。
高齢者世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯

Q どこに相談すればいいの？

A 地区の民生委員か、社会福祉協議会へご相談ください。
(実施主体は、静岡県社会福祉協議会です。)

※貸付にはさまざまな条件があります。
生活福祉資金がお貸しできない場合でも、他に利用できる制度があるか、ご相談に応じます。



【お問い合わせ先】

川根本町社会福祉協議会 電話59-2315